



人が輝き

地域と生きる

“わ”のまち
犬山

第5次犬山市総合計画

平成23年度～平成34年度(2011-2022)

概要版

犬山市

『人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山』

我がまち犬山市は、国宝犬山城に代表されるように、数多くの歴史・文化資源や清流木曾川が流れる緑豊かな自然環境に恵まれた「人」と「歴史・文化」「自然」が調和する輝きあるまちです。また、先人達のたゆまぬ努力と日々の改善により、市民の誰もが誇れるまちへと着実に歩みを進めています。

一方で、国の経済が依然として低迷する中、犬山市においても厳しい財政状況が続いており、本格的な少子高齢社会の到来や人口減少など、多くの課題に対応していかなければなりません。

加えまして、地方分権の一層の進展に伴い、これまで以上に市政運営に対する自己責任、自己決定の重要性が高まり、住民ニーズを的確に把握した、市民満足度の高いサービスの提供が求められています。

このような中、「暮らしの“ゆとり”」「地域の“つながり”」「郷土への“愛着”」を大切にはぐくみ、日々の暮らしの中で幸せを実感できるよう、市民の皆さんと協働の心を持ってまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。

そのため、市民の皆さんと共有するまちづくりの行動指針として、平成34年度（2022年度）を目標年次とする第5次犬山市総合計画を策定いたしました。

この計画では、市民の皆さんが笑顔に溢れ、安らぎと潤いを感じていただけるよう、目指すまちの姿を「人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山」といたしました。

私は、今後、この計画を推進していく中で、市民の皆さんが生きがいを持っていきいきと暮らしていけるよう「健康市民」をつくること、また、安定したサービスを将来にわたって継続的に提供できるよう「財源確保」に努めることを重要テーマとして掲げ、「日々改善 誇れるまち 犬山」の創造に向け全力投球していきたいと考えています。

最後になりますが、計画策定にあたりまして、長期にわたりご尽力をいただきました総合計画審議会委員の方々をはじめ、地区別懇談会、校区別まちづくり部会、中学生まちづくり会議、市民意識調査などで貴重なご意見やご提案をいただいた数多くの方々や関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成23年3月

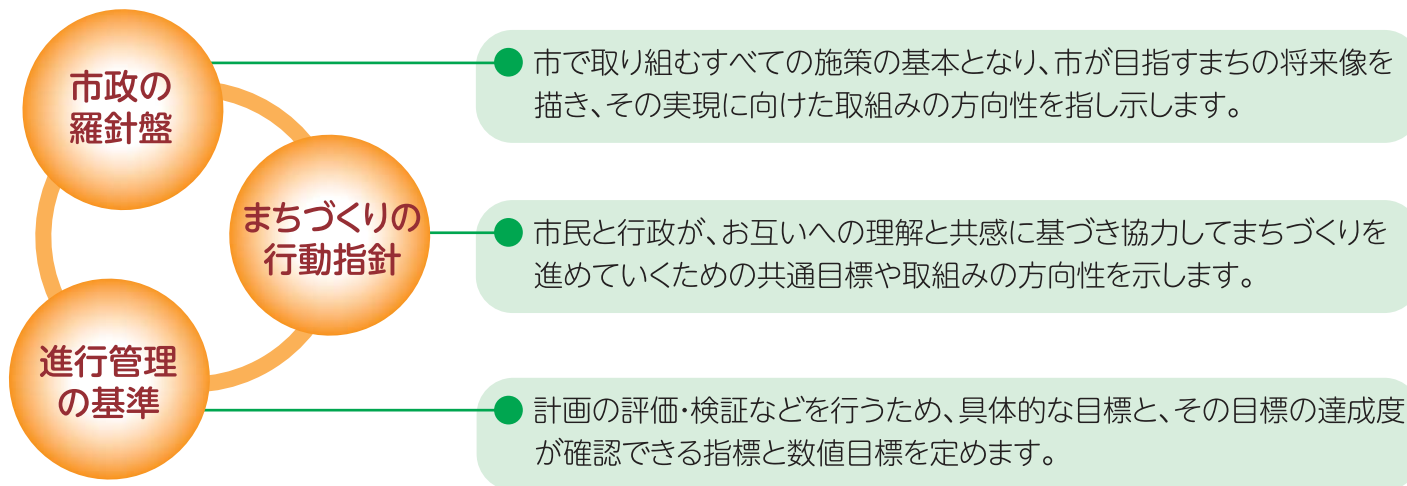
犬山市長

田中志典

総合計画とは

総合計画の役割

第5次犬山市総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、次の3つの役割を担います。



計画の期間

12年間 平成23年度(2011年度)～平成34年度(2022年度)

計画の構成

平成23年度
(2011年度)

平成34年度
(2022年度)

基本構想

計画期間 12年間

- 基本構想は、長期的な展望のもとで目指すまちの将来像を明らかにし、今後の市政運営の指針となるものです。

基本計画

計画期間

12年間 (一定年度で検証・見直し)

- 基本計画は、まちの将来像を実現するための具体的な施策の方針や事業内容を定めます。

実施計画

毎年度見直しを行う
ローリング方式

- 実施計画は、重点的に推進する事業を選択し、年度ごとの事業計画を策定することで、予算編成の指針となるものです。

まちづくりの考え方

暮らしの“ゆとり”をはぐくむまちづくり

将来にわたって、誰もが安全・安心を実感しながら、心豊かにいきいきと“ゆとり”ある暮らしを実現することができるまちづくりを進めます。

地域の“つながり”をはぐくむまちづくり

市民が主体的に行動し、家族や友人、地域の人たちとふれあい、つながりを深め、お互いに協力し、支え合うことができるまちづくりを進めます。

郷土への“愛着”をはぐくむまちづくり

市民一人ひとりが、郷土の誇りを大切に守り育て、まちへの愛着を深め、市外から訪れる人々にも、親しみを感じてもらえることができるまちづくりを進めます。

まちの将来像

目指すまちの姿

人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山

人が輝き

市民一人ひとりが、健康で生きがいを持って、ゆとりある快適な暮らしを送っている姿を表しています。

地域と生きる

市民同士のふれあいや支えあいの気運が定着し、地域資源を活かした活発な地域活動が展開されている姿を表しています。

“わ”のまち

市民同士のつながり(共生)、市民と行政のつながり(協働)、市民と来訪者のつながり(交流)など、心のつながりを大切にして、歴史・文化・自然などのまちの個性と都市の活力を兼ね備えた(調和)、魅力あるまちをつくり、次世代につないでいくこと(継承)を表しています。



人口の目標

居住人口

77,000人を目指し、目標人口を80,000人とします

交流人口

観光交流人口600万人を目標とします
通勤・通学人口の市外への流出超過を1,000人削減します

土地利用計画

土地利用の基本的な考え方

- 社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い生活環境を整えます。
- 市街化区域内の低・未利用地は、良好な住環境として新たな活用を促進します。
- 市街化調整区域内の優良農地や自然環境の保全に努めます。
- 市内外の人たちが交流を育むことのできる環境づくりを進めます。
- 周辺環境と調和した経済活動の場を誘導します。

豊かさ向上軸の形成

- まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、市内の主要道路を中心とした周辺部を、豊かさ向上軸として設定します。
- 豊かさ向上軸では、重点的に道路整備を進め、また、その周辺地域には、産業用地、体育施設などの新たな土地利用や住環境の整備を誘導します。

水と緑の保全・活用ゾーン

- 新たな開発を避け、自然環境の保全に努めます。
- 既存の資源を活かした人と自然がふれあう空間としての活用を図ります。

豊かさ向上軸








生活交流ゾーン

- 市民がより安全・快適に生活できる良好な住環境づくりを進めます。
- 市街地の充実と主要道路沿いを中心とした市街地の拡大を図ります。

自然共生ゾーン

- 優良な田園地域や里山環境の保全に努め、“自然”と“人”とが共生する環境の維持を前提とします。
- 環境を著しく損なうことのないよう、産業用地などの新たな土地利用や、自然と調和した生活環境の充実を図ります。

5つのエリア

 市中心エリア	本市の拠点として良質な市街地の整備と土地の高度利用を図ります。名鉄犬山駅を中心とした駅周辺地区や主要道路沿道では、本市の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めます。
 まちづくり拠点エリア	犬山城や城下町、木曾川などの地域資源を有効に活用したまちづくりを進め、人が行き来する活気ある空間や風光明媚な環境を活かした憩いの空間としての土地利用を進めます。
 産業集積誘導エリア	工業系の用途を中心とした産業集積に向けた用地(新規・拡張)の確保と新たな企業誘致や市内企業の事業拡張などによる産業活性化を図ります。
 市民交流促進エリア	市民が心も体も健康に、いきいきと暮らすことのできる環境を整え、市域をこえた盛んな交流・ふれあいを育むことのできるスポーツ・文化・健康づくりの拠点として整備を進めます。
 農地活用促進エリア	耕作放棄地の解消と農地としての活用を図るため、市民農園をはじめとした多面的な活用方策も視野に入れ、地域特性に合わせた土地利用を進めます。

まちづくり宣言と取組方針

まちの将来像を実現するためには、市民と行政との協働が大変重要であり、それぞれがお互いの役割を認識し、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが大切です。そうした取組みを一層推進していくため、具体的な方向性を明らかにし、まちづくりを推進する上での決意として、市民と行政が共有する10の“まちづくり宣言”を定めます。

10のまちづくり宣言に対応した基本施策、各基本施策の基本方針、施策ごとに重点となる取組みを示します。

宣言1

健康市民であふれる まちをつくります

心も体も健康を保ち、日々の暮らしをいきいきと生きがいをもって送れるよう、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、人との交流など様々な活動を通して、自ら進んで健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。

健康

市民自らの健康行動を促進するとともに、保健サービスや感染症対策を充実し、市民の健康の維持・増進を図ります。

健康づくり行動の展開

「健康づくり応援参加宣言」を推進するとともに、ライフステージに応じた健康づくり事業を実施します。

健康診査・教育・相談の推進

特定健康診査・がん健診などの健康診査を行うほか、健康教育・相談などの充実を図ります。

妊婦・乳幼児の健診・相談の推進

妊婦健康診査・乳幼児健康診査・赤ちゃん訪問などを実施し、母子保健サービスを充実します。

予防接種の実施と知識の普及促進

法定予防接種や任意接種などの実施と、正しい知識の普及・啓発に努めます。

医療

市民が安心して医療を受けることができるように、医師会との協力のもとで、地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

病診連携の推進

地域の医療機関と病院との連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着化などを推進します。



宣言2

自主財源の確保に向けた 行財政運営を進めます

事業の選択と集中、事業手法の改善など行政運営の効率化やコスト削減などの行政改革を進めるとともに、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって市民が暮らしやすい安定した自治体をつくります。

行政運営

地方分権社会に対応する自立した市政を実践していくために、行政改革を継続的に実施するなど、効率的な行政運営を推進します。

人材育成の推進

人材育成型人事評価制度の導入により、職員一人ひとりの能力開発を進め、職員全体の資質を向上します。

組織・機構の弾力化

市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる横断的な行政組織への転換を図ります。

公共施設の整備・管理

ファシリティマネジメントなどの手法を取り入れることにより、効率的な施設の維持管理・整備を行います。

情報共有

情報公開や広報・広聴の充実などにより、市民に対して市政情報を積極的に発信し、市民と行政との情報の共有化を推進します。

市政情報の共有化の推進

広報誌などの内容を、市民目線で捉えわかりやすさに加え、情報の充実と共有化を図ります。

財政運営

中長期的な展望に基づき、適正な財源配分を行うとともに、自主財源の確保・拡充を図り、持続可能で健全な財政運営を推進します。

税収確保の推進

課税客体を的確に把握し、適正な賦課を行うことで、税の公平性を確保し、収納率を向上します。

新たな財源確保

企業振興や企業誘致の促進により、安定した税収の確保を図るとともに、未利用の市有地の売却など新規財源の確保に努めます。

宣言3

市民と行政が一体となり まちづくりに取り組みます

市民の発意と工夫による小学校区単位を基本としたコミュニティ活動や市民が主体となった交流や活動を推進し、性別や年齢、国籍などの枠にとらわれない市民の市政への参画、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めます。

市民協働

市民に市政への参画を促すとともに、市民活動や地域活動を通じた市民の主体的な活動を支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

市民協働の体系づくり

市民と行政の協働による協働ルールブックや協働ロードマップを作成し、市民協働を推進するための考え方や方針を明確にします。

コミュニティ組織の育成

自主的・主体的なコミュニティ活動を行う小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会の設立や育成を推進します。

市民交流

姉妹都市や友好都市などとの都市間交流や国際交流を促進し、市民が主体となった様々な交流活動の活発化を図ります。

市民グループ主体の交流活動の支援

姉妹都市などの情報を提供し、市民グループ主体の交流活動を積極的に支援します。

海外都市交流の推進

現在交流のある海外都市との交流を継続するとともに、幅広い海外都市との交流を拡大します。

平和・共生

平和都市宣言に基づく平和活動を推進するとともに、男女共同参画や多文化共生など、性別や言葉・文化の違いを問わずすべての人が共生できる地域づくりを進めます。

平和教育の推進

学校と連携した平和学習の充実に努め、子どもたちが平和の尊さを学ぶ機会を整えます。

在住外国人の生活・コミュニケーション支援

日本の習慣に関するオリエンテーションの実施や地域情報などの多言語化など、在住外国人の生活やコミュニケーションを支援します。



宣言4

まちににぎわいと活力をもたらす 産業を盛り上げます

新たな工業用地の確保や企業の誘致を通じた工業振興や多くの来訪者でにぎわいをもたらす観光産業を一層推進するほか、商業、農業も含めた新たな担い手の育成や既存事業者の活性化を進め、まちを支え、さらなる活力をもたらす産業の確立を目指します。

農業

農業生産基盤の保全や農地の活用を推進するほか、農業経営の安定化、地産地消の推進などにより、農業の振興を図ります。

耕作放棄地の解消と有効活用

耕作放棄地の実態を的確に把握し有効活用を図ります。農地の多面的な有効活用策を検討するほか、民間企業による適正な農業参入を促進します。

農業生産者の育成

安全・安心な地元農産物の安定供給に向けて、農業実践講座を実施するなど農業生産者の育成や新規就農者の拡大を図ります。

商業

魅力ある商業地づくりを推進するとともに、既存の中小事業者の経営の合理化・安定化を支援し、商業の振興を図ります。

商店街の魅力づくり

活性化事業や空き店舗活用、商業団体などによる販促活性化事業などへの補助を活用し、地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを進めます。

工業

既存の中小企業の経営の合理化・安定化を支援するとともに、新たな工業用地の確保や企業誘致を推進し、工業の振興を図ります。

工業用地の確保

総合計画(土地利用計画)のもとに工業団地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備を進めます。

企業の誘致

地域の特性や強みを活かした優良企業の誘致を促進するとともに、市内企業の工場拡張などを支援します。

観光

観光協会を中心に市民・事業者と連携し、既存の観光資源の整備・充実や宣伝・情報発信の充実など誘客対策を強化し、観光振興を図ります。

「犬山ブランド」の確立

犬山観光のブランド力を高め、マスコミへの掲載を拡大するなど、犬山の認知度や知名度を高め、イメージアップを図ります。

勤労

性別や年齢を問わず誰もが働きやすい雇用環境を整備・確保するなど、勤労者福祉の充実を図ります。

雇用の確保

地元企業の振興とともに、企業誘致の促進や工業団地の整備を推進し、雇用の場の確保に努めます。

宣言5

誰もが安心して暮らせる まちをつくります

次代を担う子どもを生き育てやすく、また、子どもが健やかに成長でき、高齢者や障害者が生活の不安を感じることがないように、地域での支え合いを通じて、誰もがいつまでも安心して暮らせる環境を整えます。

地域福祉

市民一人ひとりの福祉意識の向上を図るとともに、地域の福祉活動を支える支援体制や施設の整備・充実を図ります。

地域支援ネットワークの構築

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、行政、町内会、市民活動団体などの協力体制を構築します。

福社会館の移転

福社会館内に混在する様々な業務や機能を目的別に集約して複数の施設へ分散することも考えながら、現在地からの移転を進めます。

養護老人ホームの整備

入所者が必要とする機能を充実させるため、養護老人ホームの整備について施設の複合化も含め検討を進めます。

高齢者福祉

高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、高齢者が安心して暮らせる暮らしを支える福祉サービスや介護保険サービスの充実を図ります。

高齢者あんしん相談センターの機能充実

高齢者あんしん相談センターを中心に、在宅介護相談協力員との連携体制の強化や総合相談対応職員の確保を進めます。また、地域の認知症サポーターを増やします。

子育て支援

子育て支援サービスや保育サービスを充実するなど、子どもを育む環境整備を推進し、安心して子育てができる地域づくりを進めます。

幼保小連携の推進

幼保共通のカリキュラムに基づく養護・教育を実施するなど、幼保小の連携を進めます。

児童館・児童センターの利用促進

児童に関わる各種団体やボランティアなどと協力し、子育て支援の核となる施設運営や施設整備を図ります。

障害者(児)福祉

障害者の自立や社会参加を促進するとともに、障害者の安心した暮らしを支える福祉サービスの充実を図ります。

障害福祉サービスの充実

障害者が安心して地域で生活することができるよう障害福祉サービスなどを充実するとともに、利用に必要な支援を行う体制を強化します。

社会保障

国民健康保険や国民年金の適正な運営を図るとともに、生活保護制度や福祉医療制度を適切に推進し、市民の安心した生活を支える社会保障を確保します。

福祉医療制度の円滑な実施

社会情勢の変化にあわせて適切に制度を見直し、子ども医療費の助成制度をはじめ、市民ニーズにあった医療費助成を実施します。



宣言6

災害や犯罪などに対する 地域の安全性を高めます

コミュニティ活動など地域が一体となった取組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、交通事故など市民生活を脅かす不安の解消を図るため、都市環境を整備、充実し、周辺市町との広域的な連携も図りながら、消防や救急、救助、医療などの安全体制を強化します。

治山・治水

集中豪雨などの災害から市民生活を守るため、河川・ため池の保全・管理や雨水排水対策を計画的に行うとともに、県との連携により、治山対策や土石流・急傾斜地対策を推進します。

道路冠水発生への対策促進

道路冠水などが発生する地区に対して調査を行い道路冠水などの発生を軽減するため対策を進めます。

防犯・交通安全

防犯や交通安全に対する市民の意識やモラルを啓発するほか、交通環境や防犯体制を整備するなど、安全な地域づくりを進めます。

交通安全事業の推進

交通安全施設などに関する住民の要望や事故多発危険箇所を把握し、事故対策を講じます。

全市的な防犯運動の推進

地域住民とのコミュニケーションをとり、組織力の強化を図り、自主防犯パトロールを行うなどの防犯活動を推進します。

防 災

都市施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の啓発や地域の防災体制の充実を図るなど、総合的な防災対策を推進します。

都市施設の耐震化推進

主要な道路の橋りょうや上下水道施設をはじめとする都市施設について耐震化を進めます。

災害予防体制の充実

避難路の確保をはじめとして、防災倉庫などの充実とともに、防災ボランティア組織など関係団体との連携による災害予防体制の充実・強化を図ります。

消防・救急

火災や災害など緊急時における的確な対応を実施するため、消防・救急・救助・予防の各分野における組織や人員、備品・機器などの整備・充実を図ります。

消防力の充実・強化

消防車両や消防水利の充実を図るとともに、老朽化した消防施設の整備を推進します。

防火意識の高揚と出火危険の排除

住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器の設置促進などにより、火災予防の意識向上や出火危険の排除を図ります。

救急・救助業務の高度化

救急・救助業務において、高度救命処置及び高度救助技術の習得を図るため、救急救命士の人材確保及び様々な研修により専門的人材の養成を進めます。

宣言7

環境と調和した まちをつくります

市民一人ひとりが自然とふれあうことでその大切さを認識し、豊かな緑や水辺環境、希少な動植物を大切に守っていくとともに、ごみの減量化や資源のリサイクルを進めるなど、環境への意識を高め、地球にやさしい取組みを進めます。

自然環境

東部丘陵や木曾川をはじめとする豊かな自然環境と調和した里山の保全と里山文化の創造を通して、自然を身近に感じられるまちづくりを進めます。

希少動植物の保護の推進

本市に生息する希少な動植物を積極的に保護します。定期的な外来魚駆除や絶滅危惧種であるウシモツゴなどの在来種の保護・増殖などの取組みを進めます。

里山を守る市民活動の活性化

里山の自然への理解を深め、市民と協働による環境保全の取組みを推進します。

公園緑地・緑化

公園・緑地の整備や適切な維持管理、施設相互のネットワーク化を形成するとともに、まちの緑化を推進し、緑豊かな潤いのある地域づくりを進めます。

安全で利用しやすい公園づくり

都市公園における公園長寿命化計画や更新計画を策定し、老朽化に対する安全対策などを実施し、安全で利用しやすい公園管理を推進します。

拠点緑の保全・育成

拠点的な公園の緑や河川敷などの桜並木や樹木の緑を保全し、適切な維持管理を進めます。

環境衛生

地球規模での環境問題への対応から地域の環境対策まで、市民一人ひとりの環境意識を啓発するとともに、環境の保全や美化、公害対策などの取組みを推進します。

地球環境問題の意識向上

市民の地球環境問題に対する意識の向上を図るとともに、家庭や企業などにおける省エネ対策や環境負荷の軽減に向けた取組みを促進します。

循環型社会

ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、適正な処理を行うことにより、排出されたごみを資源として利用する資源循環型社会の構築を図ります。

新ごみ処理施設の整備推進

新しいごみ処理施設の建設に向け、2市2町(犬山市・江南市・大口町・扶桑町)が共同で事業推進に取り組みます。

宣言8

快適な暮らしを支える 都市基盤を整えます

生活の基盤でありまちづくりの基本的な要素である道路や上下水道などの計画的な整備による機能充実と、良質な住環境の確保に向けた住宅施策の展開や公共交通の充実を図るなど、快適な生活空間の実現に向けた環境整備を進めます。

市街地・景観

市民の暮らしを支え、生活の豊かさの向上を図るため、計画的な土地利用に基づき、駅周辺地区の整備や土地の有効活用を推進します。

市街化区域内都市的・未利用地の整備促進

市街化区域内の都市的・未利用地における無秩序な開発を防止し、一定規模以上の土地の宅地化を促進するとともに土地の有効活用と公共施設の整備を推進します。

道路・橋りょう

都市の骨格となる幹線道路や橋りょうの整備を推進するとともに、安心・安全な市民生活を支える生活道路の整備を推進します。

都市計画道路等の整備推進と適切な維持管理

犬山富士線、富岡荒井線、大口桃花台線の整備を推進するとともに、幹線道路の良い道路環境を維持します。

五条川左岸堤防を利用した遊歩道の整備

五条川の左岸堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。

公共交通

鉄道やバスなど公共交通網の整備と利便性の向上を図り、自動車を利用しなくても快適に移動することができる地域づくりを目指します。

コミュニティバスの運営・運行形態の点検と新たなバス運行の検討

地域公共交通の運行を維持するとともに、交通空白地域の実情に応じた運行を検証し、運行ルートを定めます。また、新たなバス運行の検討も行います。



住宅・宅地

既存住宅地における住環境の向上や住宅団地の開発を適切に誘導するとともに、市営住宅の有効活用を図り、安心して住み続けられる住まいづくりを推進します。

良好な住環境の形成

民間木造住宅に対する耐震診断や耐震改修補助を行い、耐震化の促進を図るほか、「住宅相談」を実施し、安全な家づくりの指導・相談を行います。

上水道

安全でおいしい水を市民に安定的に供給するため、水道施設の整備や維持管理を行い、効率的な事業を運営します。

老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良の推進

常に安定した給水が可能となるよう「犬山市水道ビジョン」などに基づき、計画的な整備と改良を進めます。

下水道

生活環境の改善と公共用水域の保全を図るため、公共下水道や農業集落排水の整備や維持管理を推進するとともに、整備完了区域では接続を促進し、事業を健全に経営します。

五条川右岸処理区の整備促進

流域幹線の整備に合わせて下流域の上坂地区、橋爪・五郎丸地区、上野地区、三笠地区の整備促進を図ります。また、右岸処理区全域の事業認可の取得を行います。



宣言9

豊かな心と生きる力を はぐくむ教育を実現します

地域、家庭、学校の連携を深め、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台上で活躍できる人材を育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育みます。

学校教育

学校や幼稚園、家庭、地域の連携により、子どもたちの豊かな心と基礎学力を育む学校教育を推進します。

特色ある学校づくり

学校、家庭、地域が一体となった特色ある学校づくりを進めます。

社会教育

市民の学習ニーズに対応した生涯学習機会の提供や学習活動の支援を行うとともに、図書館をはじめとした地域の生涯学習推進体制の充実を図ります。

人材の育成と市民講師の活用

市民講師や地元企業の人材を積極的に活用するとともに、地域の人材の育成と生涯学習活動への有効活用を図ります。

スポーツ

市民が気軽にスポーツに参加できる機会の提供や指導者の育成など推進体制の充実を図るとともに、体育館などの施設を整備し、スポーツ振興を推進します。

新体育館の建設

スポーツ関係者や学識者により構成された新体育館建設検討委員会で、具体的な機能や規模などの精査を行い、市民誰もが利用しやすい体育館の建設を目指します。

新たなグラウンドの確保

市民ニーズを把握し適地の選定を行い、計画的な整備を進めていきます。



宣言10

誰もが愛着のもてる まちをつくります

歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりがまちへの誇りと愛着を持ちつづけるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできるまちを創造します。

歴史・文化財

犬山城や城下町をはじめとする歴史や文化財に対する市民の意識を啓発するとともに、計画的な保存や活用、施設を拠点とした歴史と文化のネットワーク化などにより、魅力の向上を図ります。

犬山の歴史と文化財を知る・学ぶ機会の提供

犬山の歴史や文化を教材として地域の歴史や文化財を学ぶ機会を設け、地域に愛着と誇りを持つ市民をつくります。

歴史的風致の維持・向上

文化財の所有者・市民・事業者・行政などが連携して歴史的風致の維持・向上を図るとともに、建造物や城址などの歴史的風致の維持向上に寄与する施設などの保全を図ります。

伝統的建造物の保護・保全

伝統的建造物群保存地区の指定を目指し、伝統的建造物などの保存計画を検討していく中で、城下町地区の伝統的な町並みや文化遺産などを後世に伝えます。

文化

市民が気軽に文化に触れることができる機会の充実や市民が主体となった文化活動の支援を推進し、犬山らしい文化の振興と創造を図ります。

文化活動の場の確保

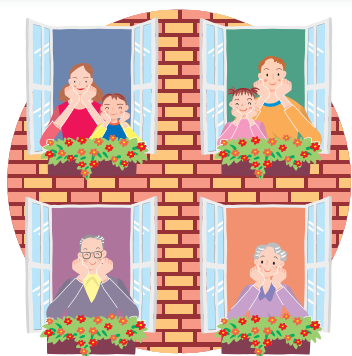
多くの市民が文化活動に参加できるように、市民展、市民ギャラリーなどの充実に努めます。



まちづくりの達成目標

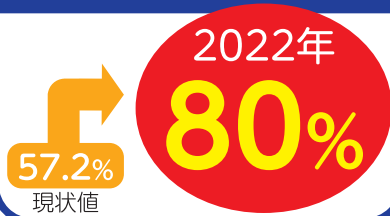
住みよさ指標

今後も犬山市に
住み続けたいと考える市民

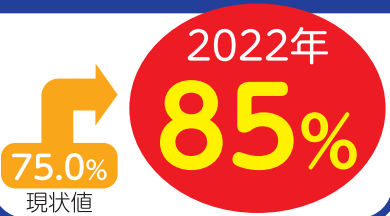


まちづくり指標

犬山市は安全・安心を実感して心
豊かに暮らせるまちだと思う市民



地域でのつながり・支え合い
を大切にしている市民



犬山のまちに愛着を
感じている市民



犬山のまちに愛着を感じる
市外住民(来訪者)



市章・市の木や花など

市章



市の木 かなめもち



市のキャラクター わん丸君



市の花 さくら



犬山市民憲章

わたしたちのまち犬山市は、緑豊かな丘陵や木曾の清流と古城に代表される歴史的な文化遺産にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力と勤勉により発展してきました。

わたしたちは、この輝かしい郷土犬山に誇りと責任を持ち、みんなで力を合わせ、明るく豊かな住みよいまちづくりをすすめることを願って、この市民憲章を定めます。

1. 城と川と緑を守り、美しいまちをつくりましょう。
1. 教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。
1. 力を合わせ、活力のある豊かなまちをつくりましょう。
1. いのちを大切に、明るく住みよいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、心のかよう温かいまちをつくりましょう。

第5次犬山市総合計画

平成23年3月

発行 犬山市

編集 犬山市企画財政部秘書企画課

〒484-8501

愛知県犬山市大字犬山字東畑36

電話 0568-61-1800(代表)

0568-44-0312(直通)